平成２２年（フ）第１２６０号
東京都台東区台東４丁目８番５号
破産者　株式会社わかば
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９９１号
東京都杉並区高井戸東２丁目25―16
破産者　稲生　一彦
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３４１号
東京都千代田区神田神保町３丁目25番地11
破産者　トラスト・ホールディング株式会社
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４７５号
東京都中央区月島３丁目22番９号
破産者　株式会社岡田商会
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４７６号
千葉県市川市原木1950番１号
破産者　有限会社東江運輸
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地32―403
破産者　山中　　栄
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７７３号
東京都町田市本町田3352番地８
破産者　冨永　　勇
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７７４号
東京都町田市本町田3352番地８
破産者　冨永タカ子
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４５５号
山梨県南アルプス市曲輪田149番地２
破産者　株式会社健康住宅センター
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
山梨県南巨摩郡身延町車田1810番地の１
破産者　有限会社レーザーラボ山梨工場
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
三重県名張市桔梗が丘五番町二街区２番地
破産者　株式会社協和林業
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３０号
三重県名張市桔梗が丘五番町九街区121番地
破産者　関西アルミ建材株式会社
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第５２号
三重県伊賀市大野木2178番地の６
破産者　株式会社スリー・アール
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３２１３号
大阪市港区三先１丁目１番16号
破産者　株式会社塩見工務店
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８８０号
大阪市鶴見区諸口５丁目浜８番25号
破産者　株式会社大丸製作所
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９４号
三重県伊賀市白樫2919番地の205
破産者　株式会社エムエーテック
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４５号
大阪市旭区赤川１丁目７番18号
破産者　株式会社ヤマキヨウ
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８３号
奈良市大安寺西３丁目７番14号
破産者　アクト工業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２００号
大阪市北区西天満４丁目６番14号
破産者　株式会社ＣＤＭバイオテクノロジー
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８００号
大阪府羽曳野市羽曳が丘10丁目５番５号
破産者　有限会社ケイエスプラン
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
福岡県久留米市原古賀町28番地の８
破産者　松延電気工事株式会社
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６２号
北九州市八幡西区大字野面281番地の１
破産者　松屋産業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３号
岩手県奥州市江刺区愛宕字三治川原51番地の５
破産者　サンシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部